

受 付	抽 選

(申込日) 令和3年(2021年) 月 日

【美術ギャラリー用】(展示室1・2・3の1室または2室、展示室3の半室利用)

## 枚方市総合文化芸術センター施設使用 抽選会参加申込書

(宛先) 枚方市総合文化芸術センター指定管理者 アートシティひらかた共同事業体

別紙記載の注意事項を遵守し、次のとおり抽選会参加申込をいたします。

住所 〒 \_\_\_\_\_

申込者 団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

※抽選結果を送付しますので、必ず送付可能な住所・氏名を記載して下さい。

確認後、レ点を入れて下さい。→  別紙①注意事項を確認しました。

■11/30～4/4の期間内での希望日(第1～4希望まで)をご記入ください。

	11/30(火) ～12/6(月)		12/7 (火)	12/14 (火)	12/21(火)～ 27(月)		1/4 (火)	1/11(火)～ 17(月)		1/18(火)～ 24(月)		1/25(火)～ 31(月)		2/1(火) ～2/7(月)						
	1	2	3	3 A	3 B	1	2	3	3 A	3 B	1	2	3	3 A	3 B	1	2	3	3 A	3 B
第1希望																				
第2希望																				
第3希望																				
第4希望																				

	2/8 (火)	2/15(火)～ 21(月)		2/22(火)～ 28(月)		3/1(火)～ 7(月)		3/8(火)～ 14(月)		3/15(火)～ 21(月)		3/22 (火)	3/29(火)～ 4/4(月)							
	1	2	3	3 A	3 B	1	2	3	3 A	3 B	1	2	3	3 A	3 B	1	2	3	3 A	3 B
第1希望																				
第2希望						利 用 あ り					利 用 あ り									
第3希望																				
第4希望																				
使用内容																				

他に予約希望施設がある場合、ご記入下さい。(○をつけて下さい。)

別紙①

使用施設 (本館)		リハーサル室 1		創作活動室 1		マルチスペース 1
		保育室		創作活動室 2		マルチスペース 2
		施設前広場				

### 予約・利用にあたって

- (1) 抽選の結果、当選された方は、枚方市総合文化芸術センター別館窓口（1階）へお越しの上、本申請を行い、使用の許可を受けると同時に施設使用料を納付してください。  
施設使用料納付と引き換えに、「使用許可書（兼領収書）」を発行します。
- (2) ホール利用の場合、日程が近くなりましたら、施設の利用当日に向けた打ち合わせや、下見対応が随時可能となるよう準備をいたします。
- (3) 利用当日は催事終了後に設備使用料等を納付いただきます。

### 注意事項

- (1) 申込初日（抽選）に参加できるのは、1団体1公演（催事）での申込みが可能です。  
同一目的で複数の申し込みはできません。
- (2) 申込団体しか使用できません。使用权の譲渡はできません。
- (3) 同一団体(同一人物)の連続使用は5日間まで可能です。
- (4) 休館日は利用できません。（ギャラリーの搬入は除く。）
- (5) 利用時間には搬入・準備/設営・片付け・撤収の時間も含まれています。時間内に退出できるよう計画ください。
- (6) 保守点検や、市や指定管理者が主催する事業で、すでに申込みいただけない日があります。
- (7) 備品予約についても、原則、先着予約となります。ピアノ・所作台・バレエ用リノリウム等は特にご留意ください。
- (8) 申込み対象施設と同じ区分であれば、他施設の申込みも可能です。重複しない区分は申込みいただくことができません。
- (9) 施設別に設定された申込期間の優先権を乱用する形での、施設の一部辞退はできません。
- (10) イベントホール・リハーサル室において、重低音を伴う演奏(ロックバンド演奏、和太鼓など)を行う場合は、利用を制限していただく場合があります。
- (11) 以下ご使用できない催事の場合、取り消すことがあります。
  - ・公の秩序又は善良風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - ・センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
  - ・管理運営上支障があると認めるとき。